

承第 1 号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

市長専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、和歌山市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、同条例の制定については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第9項中「同じ。）」の次に「（法第23条第1項第15号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条第1項第6号中「第3項及び第34条」を「以下この款及び第38条の3第2項第2号」に改め、同項第8号の2中「300,000円」を「330,000円」に改め、同項第11号中「この款」の次に「及び第38条の3第1項」を加える。

第34条の2第2項中「第1号、第4号及び第5号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として総務省令で定める期間（第2号ア及び第5号において「指定対象期間」という。）を通じて第1号、第2号、第5号及び第6号」に、「以下この項」を「第3号及び第4号」に改め、「）に適合する」の次に「と認められる」を加え、同項第5号中「法第314条の7第5項」を「法第314条の7第4項」に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の次に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前1年」を「指定対象期間の初日前4年」に、「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に、「前3号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと（当該事実により既に法第314条の7第5項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）次に掲げる基準その他都道府県等による第1号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

ア 都道府県等が指定対象期間において受領する第1号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第1号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（イにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第1号寄附金の額の合計額の100分の60に相当する金額以上であること。

イ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第34条の2第4項中「（当該金額が当該納税義務者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,158,000円とのいずれか低い金額を超

えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第34条の2第4項第1号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480,000円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。

第38条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削る。

第38条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の4に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第38条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第

3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他総務省令で定める事項

第50条第3項、第8項、第13項、第19項及び第23項中「第9項」を「第10項」に改める。

第51条第1項各号中「第9項」を「第10項」に改める。

第53条第2項第10号中「特別史蹟、史蹟」を「特別史跡、史跡」に改める。

第65条第2項中「次条第3項」を「次条第5項」に改める。

第70条本文中「が、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第78条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第78条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第78条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項を削る。

第79条の2から第79条の15までを削る。

第80条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第84条の見出し及び同条第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条の2中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「の種別割」を削る。

附則第2条第1項第1号中「令和7年12月31日」を「令和9年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第2条の2第1項第1号中「令和7年12月31日」を「令和9年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第2条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第2条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び附則第37条において「居住年」という。)が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の次に「(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から480,000円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)を加算した額)」を加え、同項第1号中「第5項まで若しくは第10項から第21項まで」を「第18項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「(平成7年法律第11号)」を加え、「(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)」を削り、同項第2号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の次に「(昭和22年法律第175号)」を加え、同条第2項中「附則第2条の3の2第1項」を「附則第2条の3第1項」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改め、同条を附則第2条の3とする。

附則第2条の4第1項各号列記以外の部分中「附則第23条の2の2第1項」の次に「、附則第23条の3の4第1項」を加え、「(当該金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,158,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第2条の4第1項第5号中「又は」を「、附則第23条の3の4第1項又は」に改める。

附則第2条の5第1項中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての第34条の2第1項及び第4項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用に

については、当分の間、第34条の2第4項第1号の表1, 950, 000円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表1, 950, 000円を超え3, 300, 000円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表3, 300, 000円を超え6, 950, 000円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表6, 950, 000円を超え9, 000, 000円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表9, 000, 000円を超え18, 000, 000円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表18, 000, 000円を超え40, 000, 000円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表40, 000, 000円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

附則第3条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号中「、附則第2条の3の2第1項」を削る。

附則第4条第2項中「掲げる金額」の次に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480, 000円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額」を加える。

附則第4条の2第1項中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

附則第6条第1項中「第6条第1項」を「第29条の7第2項」に、「総合効率化事業者（以下この項）」を「認定貨物自動車中継輸送事業者等（第1号）」に、「総合効率化事業者」を「認定貨物自動車中継輸送事業者等」に、「令和6年4月1日」を「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第21号）の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「同条第1項」を「同項」に、「総合効率化計画」を「認定貨物自動車中継輸送実施計画」に、「同法第4条第2号」を「物資の流通の効率化に関する法律第29条の2第2号」に、「流通業務総合効率化事業により」を「貨物自動車中継輸送事業の用に供するために」に、「設備に」を「構築物に」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 認定貨物自動車中継輸送事業者等が新設し、又は増設した物資の流通の効率化に関する法律第29条の2第1号に掲げる特定貨物自動車中継輸送施設で政令で定めるもの（増設された当該特定貨物自動車中継輸送施設にあつては、当該増設部分に限る。次号において「第1号施設」という。） 2分の1

(2) 第1号施設に附属する構築物で政令で定めるもの 4分の3

附則第6条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第3項中「令和7年度」を「令和9年度」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「第13項」を「第12項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、同条第12項中「特別区」の次に「又は同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和5年4月1日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「同法第29条第1項第1号」を「家屋及び償却資産で政令で定めるもののうち、都市再生特別措置法第2条第2項に、「公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」を「公共施設その他政令で定めるものの用に供するもの」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項第1号中「4分の3」を「6分の5」に改め、同項第2号中「その他の総務省令で定める燃料」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 脂肪酸メチルエステルを製造するための設備で総務省令で定めるもの 4分の3

附則第6条中第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、同条第16項中「第22項」を「第21項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、同条第18項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、同条第24項中「平成28年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域」を「農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分）」を削り、同項を同条第23項とし、同条中第25項を第24項とし、第26項を第25項とし、第27項を第26項とし、同条第28項中「企業組合を除く。）」の次に「又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項を同条第27項とし、同

条第29項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第30項を第29項とし、第31項を第30項とし、同条第32項中「第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号」を「第10条の5の4第4項第7号又は第42条の12の5第4項第8号」に改め、同項を同条第31項とし、同条第33項中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同項を同条第32項とし、同条第34項を同条第33項とする。

附則第6条の2中「前条第10項」を「前条第9項」に改める。

附則第7条第1項中「令和4年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「、次条並びに附則第7条の3」を「から附則第7条の3まで」に、「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）」を「次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）」に改め、「除く。以下この条」の次に「及び次条」を加え、「次条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が5年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で総務省令で定めるもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

附則第7条第2項中「令和6年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の2第1項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」に改め、同条第2項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の3第4項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第7条の4第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「から附則第7条の5まで」を「、次条及び附則第7条の5」に改め、同条第4項、第5項、第9項及び第10項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の4の2第1項、第4項及び第5項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の5第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第8条第6号アの表（イ）中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和7年度分の固定資産税について和歌山市税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第13号）による改正前の和歌山市税条例（以下「令和8年改正前の条例」という。）」に改め、同号イの表（イ）中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和7年度分の固定資産税について令和8年改正前の条例」に改める。

附則第8条の2第3項の表附則第6条第15項、第24項から第26項まで、第29項及び第33項並びに附則第6条の3の項及び同条第4項の表附則第6条第15項、第24項から第26項まで、第29項及び第33項並びに附則第6条の3の項中「附則第6条第15項、第24項から第26項まで、第29項及び第33項」を「附則第6条第14項、第23項から第25項まで、第28項及び第32項」に改める。

附則第9条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和8年改正前の条例」を加える。

附則第16条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「固定資産税について」の次に「令和8年改正前の条例」を加える。

附則第17条の3から第17条の8までを削る。

附則第18条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第79条の2第1項第1号に規

定する電気軽自動車」を「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同条第1項第2号に規定する天然ガス軽自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」に、「次項第2号」を「同項第2号」に、「第78条の2第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第79条の2第1項第2号アに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号イに規定する平成21年天然ガス車基準」を「同条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同条第3項中「第79条の2第1項第3号に規定する」を削り、「以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という」を「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。以下この項において同じ」に、「同号ア（ア）aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「同号ア（ア）bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率が同号ア（イ）に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次条第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「同号ア（ウ）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第18条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「の種別割」を削る。

附則第21条の3第3項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の

3 第 1 項及び附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 1 条の 4 第 3 項第 3 号中「、附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を削り、「、附則第 2 条の 3 第 1 項及び附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 4 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 1 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 2 2 条第 3 項第 3 号中「、附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を削り、「、附則第 2 条の 3 第 1 項及び附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 2 3 条第 4 項第 3 号中「、附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を削り、「、附則第 2 条の 3 第 1 項及び附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 3 条の 2 第 4 項第 3 号中「、附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を削り、「、附則第 2 条の 3 第 1 項及び附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 3 条の 3 の 2 第 1 項中「非課税上場株式等管理契約（以下この条）を「非課税上場株式等管理契約（以下次項）に、「非課税累積投資契約（以下この条）を「非課税累積投資契約（以下次項）に改め、同条第 2 項中「含む。以下この項」の次に「及び次項」を、「金額（以下この項）の次に「及び次項」を加え、同項の次に次の 2 項を加える。

3 非課税口座及び租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 9 号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する市民税の所得割の納税義務者の同条第 4 項第 1 号に規定する基準年の前年 1 2 月 3 1 日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第 6 項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第 1 号から第 3 号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

（1）当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内

上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市民税の所得割の納税義務者への返還(同条第5項第6号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等(租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。)の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第23条の3の3の次に次の2条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第23条の3の4 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 市民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されることによる。

(2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の3の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(3) 第34条、第34条の2、第35条第2項及び第3項並びに附則第2条の3第1項及び附則第2条の4の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の3の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第35条第2項及び第3項並びに附則第2条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第2条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の3の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第23条の3の5 市民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に

係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第4項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の3第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 4 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第23条の3の5第2項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第38条の3第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第23条の3の5第4項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第

4 項まで又は附則第 2 3 条の 3 の 5 第 4 項において準用する前条第 4 項」とする。

附則第 2 3 条の 4 第 2 項第 3 号中「、附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を削り、「、附則第 2 条の 3 第 1 項及び附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 3 条の 4 の 2 第 2 項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第 4 項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第 3 6 条第 1 項中「被災純損失金額（震災特例法）を「被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号。以下「震災特例法」という。））」に改める。

附則第 3 6 条の 2 第 3 項中「から附則第 2 条の 3 まで」を「、附則第 2 条の 2」に改め、同項の表附則第 2 条の 3 第 1 項第 2 号イの項を削り、同条第 4 項中「から附則第 2 条の 3 まで」を「、附則第 2 条の 2」に改める。

附則第 3 7 条第 1 項中「及び附則第 2 条の 3 の 2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第 2 条の 3 第 1 項の項から附則第 2 条の 3 第 1 項第 3 号の項までを削り、同表附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項の項中「附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「第 1 項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成 2 3 年法律第 2 9 号）」を加え、同表附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号の項中「附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「第 5 項まで若しくは第 1 0 項から第 2 1 項まで若しくは第 4 1 条の 2」を「第 1 8 項まで若しくは第 4 1 条の 2」に改め、同表附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号の項中「附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「及び附則第 2 条の 3 の 2」を削り、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 1 項第 1 号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 号）第 1 6 条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 号）第 1 6 条第 1 項から第 3 項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 3 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 1 3 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 7 項から第 1 1 項まで」」に改め、同項の表を削り、同条第 3 項中「附則第 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 3 9 条第 1 項中「の所有者」を「（福島県の区域内にあるものに限る。）の所有者」に、「平成 2 3 年 3 月 1 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで」に改め、同条第 2 項中「の所有者」を「（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）の所有者」に、「平成 2 3 年 3 月 1 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで」に改め、同条第 5 項中「第 1 6 項」を「第 1 5 項」に改める。

附則第40条及び第41条を次のように改める。

第40条 削除

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の軽自動車等に対する軽自動車税の特例)

第41条 自動車等持出困難区域(法附則第54条第1項に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。)内の軽自動車(3輪以上のものに限る。以下この項において同じ。)が、次に掲げる軽自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該軽自動車は、第78条第1項の規定の適用については、当該軽自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

(1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第1項に規定する自動車に該当する軽自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、又は同条第11項に規定する引取業者(次号アにおいて「引取業者」という。)に引き渡したもの

イ アに掲げる軽自動車以外の軽自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する軽自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる軽自動車以外の軽自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

2 自動車等持出困難区域内の原動機付自転車、軽自動車(2輪のものに限る。)及び2輪の小型自動車(以下この項において「2輪自動車等」という。)が、次に掲げる2輪自動車等で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該2輪自動車等は、第78条第1項の規定の適用については、当該2輪自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

(1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したも

の

(2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

3 自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車は、次に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該小型特殊自動車は、第78条第1項の規定の適用については、当該小型特殊自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

(1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

附則第44条中「附則第2条の3の2第3項」を「附則第2条の3第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2第2項の改正規定(同項第5号中「法第314条の7第5項」を「法第314条の7第4項」に改める部分を除く。)並びに次条第3項及び第4項の規定 令和8年10月1日

(2) 第32条第1項第6号の改正規定、第34条の2第4項の改正規定(同項第1号に係る部分を除く。)並びに第38条の2第1項第2号及び第38条の3の改正規定並びに附則第2条の3の2第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分、「令和7年」を「令和12年」に改める部分及び同項第1号に係る部分(「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「(平成7年法律第11号)」を加える部分を除く。)に限る。)、同条第3項の改正規定、附則第2条の4の改正規定(

第9号に掲げる改正規定を除く。)、附則第23条の3の2の改正規定、附則第37条第1項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項の改正規定(「附則第2条の3の2第1項第1号」を「第1項第1号」に改める部分を除く。)並びに次条第5項から第7項までの規定
令和9年1月1日

(3) 第70条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(4) 第32条第1項第8号の2、第50条及び第51条の改正規定並びに附則第2条の5及び第4条の2の改正規定、附則第22条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第2項及び第9項の規定 令和10年1月1日

(5) 附則第7条第1項の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「次条並びに附則第7条の3」を「から附則第7条の3まで」に改める部分を除く。)、同条第2項の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。)、附則第7条の2第1項の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。)及び同条第2項の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。)並びに附則第3条第9項から第12項までの規定 令和11年4月1日

(6) 附則第6条第1項の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める部分を除く。)並びに附則第3条第3項及び第5条第2項の規定 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第21号)の施行の日

(7) 附則第6条第13項の改正規定(同項を同条第12項とする部分を除く。)及び同条第33項の改正規定(同項を同条第32項とする部分を除く。) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日

(8) 附則第6条第12項の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める部分及び同項を同条第11項とする部分を除く。)並びに附則第3条第5項及び第5条第3項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日

(9) 附則第2条の4第1項の改正規定(「附則第23条の2の2第1項」の次に「、附則第23条の3の4第1項」を加える部分及び同項第5号に係る部分に限る。)並びに次条第8項及び第10項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条第1項（第8号の2に係る部分に限る。）の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の2第2項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の左欄に掲げる期間に属する場合における同条第2項の規定の適用については、同項第2号ア中「100分の60」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（次項において「1号施行日」という。）から令和9年9月30日まで	100分の52.5
令和9年10月1日から令和10年9月30日まで	100分の55
令和10年10月1日から令和11年9月30日まで	100分の57.5

4 指定対象期間の初日が1号施行日から令和11年9月30日までの期間に属する場合における新条例第34条の2第2項の規定の適用については、同項第5号中「指定対象期間の初日前4年以内」とあるのは、「令和7年10月1日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

5 前条第2号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例（第7項において「9年1月新条例」という。）第34条の2第4項及び附則第2条の4第1項の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第38条の3第1項及び第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第38条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

7 9年1月新条例附則第2条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定

する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。

) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

8 附則第 1 条第 9 号に掲げる規定による改正後の附則第 2 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 10 項において「9 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、9 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第 22 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 22 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

10 新条例附則第 23 条の 3 の 4 及び附則第 23 条の 3 の 5 の規定は、9 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 70 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第 6 条第 1 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得された旧条例附則第 6 条第 5 項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和 8 年 3 月 31 日」とあるのは、「令和 9 年 3 月 31 日」とする。

- 5 令和5年4月1日から附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第11項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新設された旧条例附則第6条第14項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第6条第24項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第28項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 令和4年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例（次項から第12項までにおいて「5号旧条例」という。）附則第7条第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された5号旧条例附則第7条第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和11年3月31日までの間に新築された5号旧条例附則第7条の2第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和11年3月31日までの間に新築された5号旧条例附則第7条の2第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。
- 14 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得され、又は改築された新条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

16 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得され、又は改築された旧条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第79条の12第1項、第79条の13第1項又は附則第40条第3項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第79条の12第6項若しくは第79条の13第2項の規定による還付又は旧条例第79条の12第7項(旧条例第79条の13第3項において準用する場合を含む。)の規定による充当については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第41条第5項、第7項又は第9項の規定により納税義務を免除される令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第10項の規定による還付又は同条第11項の規定による充当については、なお従前の例による。

6 新条例附則第41条の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「28年旧法」という。)附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。)は総務大臣が地方税法の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「新法」という。)附則第54条第1項の規定により指定して公示した同項に規定する自動車等持出困難区域(以下この項において「自動車等持出困難区域」という。)と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあっては、平成23年3月11日)は新法附則第54条第1項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第1項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日から附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第11項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第6条第24項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。
- 6 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得され、又は改築された新条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。
- 8 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得され、又は改築された旧条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「の種別割」を削る。